

	園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可			
6	同法第20条の規定による国定公園の普通地域における工作物の新築等の行為の禁止等の处分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○		
7	同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令	○		
8	同法第22条の規定による国定公園における行為の実態状況等についての報告の徵収又は立入検査若しくは風景等及び影響の調査の実施	○		
9	同法第28条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徵収	○		
10	同法第29条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徵収	○		
11	同法第32条第1項の規定による国定公園の指定等のための実地調査の実施	○		
12	同法第39条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の施行についての協議	○		
13	同法第40条の規定による国定公園の特別保護地区等における国の機關の行為の行為についての協議又は国の機關に対する国立公園若しくは国定公園の権限の行使のための採択に係る手続きについての協議の要求	○		
三 自然公園法第62条(昭和32年政令第239号)附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1 同法第17条第3項の規定による国定公園の特別地域における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付与	○		
	2 同法第18条の第2第3項の規定による国定公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可及び同法第19条の規定による条件の付与	○		
	3 同法第20条の規定による国定公園の普通地域における工作物の新築等の行為の禁止等の处分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○		
	4 同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令	○		
四 自然公園法施行に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第17条又は同条において準ずる同令第16条において準用する同令第5条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理	○		
	2 同令第17条又は同条において準ずる同令第16条において	○		

	9 同法第15条の規定による温泉利用施設等の改善の措手	○		
	10 同法第15条第1項の規定による温泉源より温泉を採取する者等に対する温泉のゆう出量等についての報告の命令			○ 保健所長
	11 同法第17条第1項の規定による温泉の利用施設への立入り及び温泉ゆう出量等についての検査の実施			○ 保健所長
	12 同法第18条の規定による温泉の利用許可の取消し又は温泉の利用の制限等の命令	○		
八 温泉施行規則(昭和23年厚生省令第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項の規定による温泉ゆう出量の届出の届出の受理			○ 保健所長
九 島取県温泉浴場施行細則(昭和62年3月島取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理			○ 保健所長
十 島取県自然環境保全条例(昭和49年10月島取県条例第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第12条の規定による自然環境保全基本方針の策定等	○		
	2 同条例第13条の規定による県自然環境保全地域の指定等	○		
	3 同条例第14条の規定による県自然環境保全地域に関する保全計画の決定等	○		
	4 同条例第15条第2項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	○		
	5 同条例第16条第1項とは第2項の規定による県自然環境保全地域の特別地区の指定等	○		
	6 同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可	○		
	7 同条例第17条第1項とは第2項の規定による野生動物等の保護地区の指定等	○		
	8 同条例第17条第3項第1号の規定による自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○		
	9 同条例第18条の規定による県自然環境保全地域の特別地区内外における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○		
	10 同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区の指定等	○		

二 暈											一の二 暈		
二・五 暈												一~五 暈	
六 消費生活 協同組合法 (昭和23年 法律第200 号)に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 ~ 9 暈							○	消費生活セン ター所長			六 消費生活 協同組合法 (昭和23年 法律第200 号)に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 ~ 9 暈
10 同法第93条の規定 による組合の業務又 は財産の状況に関する 報告の徵収												10 同法第93条の規定 による組合の業務又 は財産の状況に関する 報告の徵収	
11 同法第93条の2の規 定による組合員等に 關する報告の徵収								○	消費生活セン ター所長			11 同法第93条の2の規 定による組合員等に 關する報告の徵収	
11の2 同法第93条の3の規 定による組合の業 務又は会計の状 況に關する報告又は 資料の提出の要求								○	消費生活セン ター所長			11の2 同法第93条の3の規 定による組合の業 務又は会計の状 況に關する報告又は 資料の提出の要求	
12 同法第94条の規定 による組合の業務又 は会計状況の検査								○	消費生活セン ター所長			12 同法第94条の規定 による組合の業務又 は会計状況の検査	
12の2 ~ 14 暈										12の2 ~ 14 暈			
七 消費生活 の安定及び 向上に關す る条例(昭 和55年鳥取 県条例第5 号)に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 ~ 25 暈											七 消費生活 の安定及び 向上に關す る条例(昭 和55年3月 鳥取県条例 第5号)に基 づく知事の 権限に属する 事務	1 ~ 25 暈
八及び九 暈													
十 鳥取県立 消費生活セ ンター管理 規則(昭和 45年鳥取県 規則第18号) に基づく 知事の権限 に属する 事務	1 暈											十 鳥取県立 消費生活セ ンター管理 規則(昭和 45年3月鳥 取県規則第 18号)に基 づく知事の 権限に属する 事務	1 暈
十一~十二の二 暈													
十三 食品衛 生法施行細 則(昭和49 年7月鳥取 県規則第52 号)に基づく 知事の権限 に属する 事務	1 ~ 3 暈											十三 食品衛 生法施行細 則(昭和49 年7月鳥取 県規則第52 号)に基 づく知事の 権限に属する 事務	1 ~ 3 暈
十四及び十五 暈													
十六 狂犬病 予防法施行 細則(昭和 25年鳥取県 規則第33号) に基づく 知事の権限 に属する 事務	1 暈											十六 狂犬病 予防法施行 細則(昭和 25年11月鳥 取県規則第 83号)に基 づく知事の 権限に属する 事務	1 暈
十七 鳥取県 飼い犬管理 条例(昭和 47年鳥取県 条例第8号) に基づく 知事の権限 に属する 事務	1 ~ 5 暈											十七 鳥取県 飼い犬管理 条例(昭和 47年3月鳥 取県条例第 8号)に基 づく知事の 権限に属する 事務	1 ~ 5 暈
十八~二十二 暈													
二十四 ふぐ の取扱等に 關する条例 (昭和34年 鳥取県条例 第12号)に基 づく知事 の権限に属 する事務	1 ~ 6 暈											二十四 ふぐ の取扱等に 關する条例 (昭和34年 3月鳥取県 条例第12号) に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 ~ 6 暈
二十五 ふぐ の取扱等に 關する条例 施行規則(昭 和34年鳥	1 ~ 6 暈											二十五 ふぐ の取扱等に 關する条例 施行規則(昭 和34年4月)	1 ~ 6 暈

取扱規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務	月鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務
二十六 鳥取県魚介類航行商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	二十六 鳥取県魚介類航行商条例(昭和40年3月鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務
二十七 鳥取県魚介類航行商条例施行規則(昭和40年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	二十七 鳥取県魚介類航行商条例施行規則(昭和40年3月鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務
二十八～三十一 略	二十八～三十一 略
三十二 鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(平成10年鳥取県規則第16号)。三十六において「一部改正規則」という。)第1条による改正前の鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	三十二 鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(平成10年3月鳥取県規則第16号)。三十六において「一部改正規則」という。)第1条による改正前の鳥取県理容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務
三十三～三十五 略	三十三～三十五 略
三十六 一部改正規則第2条による改正前の鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	三十六 一部改正規則第2条による改正前の鳥取県美容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務
三十七～三十九 略	三十七～三十九 略
四十 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	四十 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年7月鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務
四十一 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年鳥取県規則第60号)に基づく知事の権限に属する事務	四十一 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年9月鳥取県規則第60号)に基づく知事の権限に属する事務
四十二及び四十三 略	四十二及び四十三 略
四十四 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属す	四十四 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年10月鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属す

事務		属する事務	
四十五 旅館 業法施行細則 (昭和33年鳥取県規則第30号) に基づく知事の権限に属する事務	1 略	四十五 旅館 業法施行細則(昭和33年10月鳥取県規則第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
四十六及び四十七 略		四十六及び四十七 略	
四十八 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和32年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略	四十九 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和32年3月鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略
四十九 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和32年政令第279号)第9条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく事務	1~19 略	四十九 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則(昭和32年法律第164号)に基づく事務	1~19 略
五十 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和32年厚生省令第37号)に基づく知事の権限に属する事務	1 及び2 略	五十 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則(昭和32年厚生省令第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1 及び2 略
五十一 略		五十一 略	
五十二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和35年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	○	
	2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定	○	
	3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具刃物類の指定	○	
	4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具刃物類の除去等の命令	○	
	5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示	○	
	6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示	○	
	7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令	○	
	8 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○	

県民活動推進課	五十二 略											
	五十三 略											
	一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証	○									
		2 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証		○								
		3 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認証	○									
		4 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証		○								
		5 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証	○									
		6 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は検査の実施		○								
		7 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令		○								
		8 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	○									
二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨		○									
		2 同条例第13条第1項の規定による有害図書類の指定		○								
		3 同条例第14条の2第1項の規定による有害がん具刃物類の指定		○								
		4 同条例第17条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具刃物類の除去等の命令		○								
		5 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示		○								
		6 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示		○								
		7 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレシングクラブ等営業の停止又は廃止の命令		○								
		8 同条例第17条の11第3項の規定による利用料の1%除云等の命令		○								
		9 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等		○								
		10 同条例第22条第2項の規定による営業所等への立入調査等		○								
防災危機管理室	五十四 略											
	五十五 略											
	1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく知事の権限に属する事務	9 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業所等への立入調査等		○								
		10 同条例第22条第2項の規定による営業所等への立入調査等		○								
	2 同法第16条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについての協議			○								
	3 同法第33条の規定による災害応対策等に必要な技術等と有する職員に関する資料の提出等			○								
	4 同法第42条第3項の規定による市町村地図と災計画の作成等についての協議			○								
	5 同法第51条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達			○								
	6 同法第53条第2項及び第5項の規定による災害の状況等についての報告及び情報の収集			○								
	7 同法第55条の規定による災害の事態及びこれに対して採るべき措置についての通知及び要請			○								
三 自衛隊法施行令(昭和20年政令第179号)に基づく知事の権限に属する事務	8 同法第57条の規定による電気通信設備の優先的利用等の要求			○								
	1 同令第33条の規定による災害応対策を実施するための車両の確認及び整備等の交付				○							
	2 同令第117条第1項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示				○							
	3 同令第118条の規定による二等海士又は二等空士の募集期間等の告示				○							
	4 同令第119条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝				○							
	5 同令第120条の規定による自衛官の募集に関する報告等					○						
	6 同法第7条第2項の規定による原子力事業者防災業務計画の作成又は修正についての協議等				○							
	7 同法第8条第4項の規定による原子力防災要員の規定についての届出の受理等				○							
	8 同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任についての届出の受理				○							
	9 同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任についての届出の受理				○							

住 宅 建 物 取 引 業 者 登 録 登 課	一 宅地建物 取り扱い業者(昭和27年法律第176号)に基づく 知事の権限 に属する事務	1 同法第3条第1項 又は第3項の規定による 宅地建物取引業者の 免許又は免許の更新	○		4 同法第9条第6項 において準用する第 8条第4項後段の規 定による防衛管理者 等に届出書類の写し の交付	○
	2 同法第8条第2項 の規定による宅地建 物取引業者名簿への 登載	○			5 同法第10条第1項 の規定による事象の 発生に関する通報	○
	3 同法第16条第1項 の規定による宅地建 物取引主任者資格試 験の実施	○			6 同法第10条第2項 の規定による専門知 識を有する職員の派 遣要請	○
	4 同法第17条第1項 又は第3項の規定によ る宅地建物取引主任者 資格試験の合格の取 消し又は受験の禁 止	○			7 同法第11条第3項 の規定による放射線 測定設備の設置等に ついての届出の受理	○
	5 同法第18条第1項 、第19条の2、第20 条又は第22条の規定 による宅地建物取引 主任者の登録、登録 の移転、変更の登録 又は登録の消除	○			8 同法第25条第2項 の規定による応急措 置に関する報告の受 理	○
	b 四法第22条の第3 項の規定による宅 地建物取引主任者証 の交付	○			9 同法第31条の規定 による業務に関する 報告の徵収	○
	7 同法第22条の3第 1項の規定による宅 地建物取引主任者証 の有効期間の更新	○			10 同法第32条第1項 の規定による立入検 査等の実施	○
	8 同法第63条第7項 の規定による宅地建 物取引業者の免許の取 消し	○				
	9 同法第65条の規定 による宅地建物取引業 者に対する必要な指 示又は業務の停止 の命令	○				
	10 同法第66条又は第 67条の規定による宅 地建物取引業者の免許 の取消し	○				
	11 同法第68条第1項 又は第3項の規定によ る宅地建物取引主任 者に対する必要な指 示	○				
	12 同法第69条第2項 又は第4項の規定によ る宅地建物取引主任 者に対する事務を行 うことの禁止	○				
	13 同法第69条の2の 規定による宅地建物 取引主任者の登録の 消除	○				
	14 同法第70条第1項 の規定による処分を した旨の公告	○				
	15 同法第70条第3項 又は第4項の規定によ る国土交通大臣への 報告又は都道府県 知事への通知	○				
	16 同法第71条の規定 による宅地建物取引 業者に対する指導、 助言及び勧告	○				
	17 同法第72条の規定 によること地建物取引 業者に対する業務に ついての報告の要求 又は事務所等への立 入検査	○				
二 宅地建物 取引業法施行規則(昭 和29年建設省令第12号) に基づく	1 同規則第4条の2 第1項の規定による 宅地建物取引業者の 免許証の書換え交付	○			8 同法第13条の13第 2項(同法第17条の 第1項において準用 する場合を含む。) の規定による事業計 画等の作成等につい ての意見の提出	○
	2 同規則第4条の3	○			9 同法第13条の23の 規定による危険物取 扱者の運営の実施	○
					10 同法第14条の2第 1項の規定による予	○

知事の権限に属する事務	第1項の規定による宅地建物取引業者の免許証の再交付					防災規程の認可及びその変更の認可				
	3 同規則第5条の4の規定による宅地建物取引業者名簿の訂正	○				11 同法第14条の2第3項の規定による予防規程の変更の命令	○			
	4 同規則第6条第1項の規定による宅地建物取引業者名簿の消除	○				12 同法第16条の5第1項の規定による資料の提出の命令、報告の要求及び野戸蔵所等への立入検査の実施	○			
	5 同規則第11条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合作者の公告及び合格証書の交付	○				13 同法第10条の6の規定による危険物による災害のための措置を探るべきことの命令	○			
	6 同規則第12条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿の作成	○				14 同法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付	○			
	7 同規則第13条の規定による宅地建物取引主任者資格試験の受験者数等の届出状への報告	○				15 同法第17条の7第2項において準用する同法第15条の2第5項の規定による消防設備士免状の返納の命令	○			
	8 同規則第14条の13第1項の規定による宅地建物取引主任者証の書換え交付	○				16 同法第17条の10の規定による消防設備士の講習の実施	○			
	9 同規則第14条の15第1項の規定による宅地建物取引主任者証の再交付	○				17 同法第22条第2項の規定による気象の状況の通報	○			
	三 積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)に基づく知事の権限に属する事務					三 消防法施				
	1 同法第3条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者の許可	○			1 同令第36条の5の規定による消防設備士免状の書換え	○				
	2 同法第10条第3項の規定による積立式宅地建物販売契約款の内容変更の命令	○			2 同令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付	○				
	3 同法第3条第2項の規定による積立式宅地建物販売業者名簿への登載	○			四 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)に基づく知事の権限に属する事務					
	4 同法第23条第2項の規定による営業保証金の取扱いの承認	○			1 同令第34条の規定による危険物取扱者免状の書換え	○				
	5 同法第26条の規定による債務の申出をすべきこと等の公告及び通知	○			2 同令第35条第1項に基づく知事の権限に属する事務	○				
	6 同法第31条の規定による権利の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告	○			五 消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による消防施設に係る補助金の交付申請書の受理及び送付	○			
	7 同法第42条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令	○			六 退職消防	1 報償の推せん	○			
	8 同法第43条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し	○			2 同令第31条の規定による消防施設に係る補助金の交付申請書の受理及び送付	○				
	9 同法第44条又は第45条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し	○			七 鳥取県消防費負担金条例(昭和44年3月鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 第2条の規定による顕彰金の授与	○			
	10 同法第47条の規定による処分をした旨の公告	○			八、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による電気工事業者の登録	○			
	11 同法第48条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する指導、助言及び勧告	○			2 同法第6条第1項の規定による電気工事業者の登録	○				
					3 同法第7条第1項の規定による登録証の交付	○				
					4 同法第12条の規定による登録証の再交付	○				
					5 同法第14条の規定による電気工事業者	○				

	12 同法第50条の規定による積立式地建物販売業者に対する業務に関する報告又は資料の収録	○				
	13 同法第51条の規定による積立式地建物販売業者の事務所等への立入検査	○				
四 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和46年建設省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条又は第7条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者の許可証の書換交付又は再交付	○				
	2 同規則第9条の規定による許可換をした場合の従前と許可をした都道府県知事又は国土交通大臣への通知	○				
	3 同規則第12条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の訂正	○				
	4 同規則第13条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の消除	○				
五 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第44条第6項の規定による公営住宅等の管轄等の国土交通大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の国土交通大臣への送付	○				
	2 同法第48条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督 (一) 工事の執行に関する実地検査(工事のしゅんじに係るものを除く。) (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長			
六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第69号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による鳥取県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所県民局長			
	2 同条例第7条の規定による鳥取県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所県民局長			
	3 同条例第8条の規定	○				
	6 同法第16条の規定による電気事業者登録簿の原本の交付等	○				
	7 同法第17条第2項の規定による在電気事業者の施工の差止めの命令	○				
	8 同法第27条第1項又は第2項の規定による電気工事上の危険等の防止のための措置をとるべきことの命令	○				
	9 同法第28条第1項の規定による電気工事業者の登録の取消しあり事業の停止の命令	○				
	10 同法第29条第1項の規定による業務に関する報告の要求及び事業所等への立入検査の実施	○				
	11 同法第33条の規定による苦情の処理のあっせん等	○				
九 電気工事士法(昭和35年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第2項の規定による電気工事士免状の交付	○				
	2 同法第4条第4項第3号の規定による知識を有していることの認定	○				
	3 同法第4条第5項の規定による電気工事士免状の返納の命令	○				
	4 同法第9条第1項の規定による業務に関する報告の収録	○				
十 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可	○				
	2 同法第9条の規定による高圧ガスの製造の許可の取扱い	○				
	3 同法第11条第3項又は第12条第3項の規定による製造のための施設の修理等の命令	○				
	4 同法第14条第1項の規定による製造のための施設の位置等の変更の工事等の許可	○				
	5 同法第15条第2項の規定による技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことの命令	○				
	6 同法第16条第1項の規定による高圧ガス貯蔵所の設置の許可	○				
	7 同法第18条第3項の規定による高圧ガス貯蔵所の修理等の命令	○				
	8 同法第19条の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可	○				
	9 同法第20条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査	○				
	10 同法第20条の第2項の規定による改善の勧告又は同条第3項の規定による公	○				

						表	
走による県土木事務所の入居権者の決定	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	11 同法第20条の6第2項の規定による技術上の基準に従って販売すべきことの命令	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	12 同法第22条第2項の規定による高圧ガス等の検査	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	13 同法第22条第3項の規定による輸入高圧ガス等の廃棄その他の必要な措置の命令	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
4 同条例第9条第1項第3号の規定による保証人の適合の認定	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	14 同法第24条の3第3項の規定による消費のための施設の修理等の命令	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	15 同法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	16 同法第26条第4項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	17 同法第29条第3項の規定による販売主任者免状等の交付	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	18 同法第30条の規定による販売主任者免状等の返納の命令	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	19 同法第31条第2項の規定による販売主任者等試験の実施	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
5 同条例第9条第3項の規定による営業住家の届の取扱い	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	20 同法第34条の規定による保安保持者等の解任の命令	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	21 同法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	22 同法第38条第1項の規定による高圧ガスの製造の可否等の取扱い及び高圧ガスの製造の停止の命令	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
6 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	23 同法第38条第2項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	24 同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	25 同法第49条の30及び第49条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
7 同条例第9条の2の規定による同階の承認	(一) 島取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長	○	26 同法第58条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等	○	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長	○	27 同法第61条の規定による業務に関する報告の収取	○		
(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長	○	28 同法第62条の規定による事務所への立入検査の実施	○		
(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県民局長					
8 同条例第9条の3					29 同法第63条第2項の規定による災害発生時の等の報告の命令	○	
					30 同法第64条の規定による現状の変更の指示	○	
					十一 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第1項第1号の規定により知事	1 同法第20条第1項ただし書の規定による完成検査機関の指定	○
					2 同法第58条の23の規定による指定完成検査機関の業務規程	○	

第1項の規定による 入居の承認の承認 (一) 鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長 <input type="radio"/> 倉吉土木事務所長 <input type="radio"/> 米子土木事務所長 <input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	が行うこととされた高 圧ガス保安法に基づく 事務	の認可等			
							3 同法第58条の9の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するため必要な措置の命令	○		
							4 同法第58条の9の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等	○		
							5 同法第61条第2項の規定による指定完成検査機関等に対する報告の収取等	○		
							6 同法第62条第2項の規定による指定完成検査機関への立入検査等	○		
9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは微少の猶予又は敷金の戻却の猶予 (一) 鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長 <input type="radio"/> 倉吉土木事務所長 <input type="radio"/> 米子土木事務所長 <input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	十二 高圧ガス保安法施行令第18条第1項第2号の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第35条第1項第1号の規定による保安検査機関の指定	○		
							2 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するため必要な措置の命令	○		
							3 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するため必要な措置の命令	○		
							4 同法第58条の2第2項の規定により準用する同法第58条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等	○		
							5 同法第58条の30の2第2項の規定により準用する同法第58条の30の規定による指定完成検査機関等に対する報告の収取	○		
10 同条例第14条第2項の規定による県営住宅とは共同施設の修繕の指示及び居住者に負担させた費用の認定 (一) 鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長 <input type="radio"/> 倉吉土木事務所長 <input type="radio"/> 米子土木事務所長 <input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	十三 高圧ガス保安法施行令(昭和26年政令第350号)第1条第2項の規定により知事が行うこととされた高圧ガス保安法に基づく事務	1 同法第29条第3項の規定による製造保安責任者免責の交付	○		
							2 同法第30条の規定による製造保安責任者免責の返納の命令	○		
							3 同法第31条第2項の規定による製造保安責任者免責の実施	○		
							4 同法第41条第2項の規定による技術上の基準に従って製造すべきことの命令	○		
							5 同法第44条第1項の規定による容器検査の実施	○		
11 同条例第17条第3項の規定による県営住宅への他の利用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長 <input type="radio"/> 倉吉土木事務所長 <input type="radio"/> 米子土木事務所長 <input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	十四 高圧ガス保安法施行令(昭和26年政令第350号)第1条第2項の規定による容器検査の登録等	6 同法第48条第5項の規定による高圧ガスの充てんの許可	○		
							7 同法第40条第1項の規定による容器再検査	○		
							8 同法第50条第3項の規定による容器検査の登録等	○		
							9 同法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令	○		
12 同条例第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の換え又は改築の承認 (一) 鳥取土木事務所及び都家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					<input type="radio"/> 鳥取土木事務所長 <input type="radio"/> 倉吉土木事務所長 <input type="radio"/> 米子土木事務所長 <input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	十五 高圧ガス保安法施行令(昭和26年政令第350号)第1条第2項の規定による容器検査の登録等	10 同法第40条第1項の規定による容器再検査	○		
							11 同法第50条第3項の規定による容器検査の登録等	○		
							12 同法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令	○		

					所長 日野総合事務所県民局長							
14	同条例第21条の2第1項の規定による高齢者等に対する県営住宅の明渡しの請求	○					10 同法第53条の規定による容器検査所の登録の取消し及び容器再検査の停止の命令	○				
15	同条例第21条の2第4項の規定による明渡期限の延長	○					11 同法第56条第1項の規定による容器のくず化等の命令	○				
16	同条例第22条第1項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告書は書類の閲覧若しくは記録の要求(一) 烏取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烏取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所県民局長	十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	1 同法第3条の2第1項の規定による液化石油ガス販売事業の登録及び同条第2項の規定による通知の法律(昭和42年法律第149号)に基づく知事の権限に属する事務(広域連合の民に委任したものを除く。)	○				
17	同条例第22条の2第1項の規定による県営住宅の施設に伴う県営住宅の明渡しの請求	○					2 同法第13条第2項の規定による災害の発生の防止に關する必要な措置等の命令	○				
18	同条例第23条第1項及び第3項の規定による県営住宅の検査(一) 烏取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの(三) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの(四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○ 烏取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所県民局長	3 同法第14条第2項の規定による書面の交付又は回交付の命令	○					
19	同条例第24条第1項の規定による公正の行為により県営住宅に居住した者等に対する県営住宅の明渡しの請求	○					4 同法第16条第3項の規定による販売施設の修理等の命令	○				
七 烏取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年烏取県条例第5号)に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年烏取県条例第5号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(一) 同条例第7条の規定による烏取県営住宅の入居者の選定及び決定(1) 烏取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの				○ 烏取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長 ○ 日野総合事務所県民局長	5 同法第16条第2項の規定による供給設備の修理等の命令	○					
	2 同条例第8条において掲げる烏取県営住宅の設置及び管理に関する条例にに基づく事務のうち次に掲げるもの(一) 同条例第7条の規定による烏取県営住宅の入居者の選定及び決定(1) 烏取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの				○ 烏取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長	6 同法第22条の規定による業務主任者等の解任の命令	○					
						7 同法第22条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し	○					
						8 同法第20条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令	○					
						9 同法第29条第1項の規定による保安機関の認定	○					
						10 同法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新	○					
						11 同法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可	○					
						12 同法第34条第3項の規定による保安業務の実施等の命令	○					
						13 同法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可及び変更の認可	○					
						14 同法第35条第3項の規定による保安業務規程の変更の命令	○					
						15 同法第35条の2の規定による認定の基準に適合するための措置の命令	○					
						16 同法第35条の3の規定による認定保安機関の認定の取消し	○					
						17 同法第35条の5の規定による消費設備の修理等の命令	○					
						18 同法第35条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定	○					
						19 同法第35条の10第1項の規定による認定化石油ガス販売事業者の認定の取消し	○					
						20 同法第35条の10第2項の規定による認	○					

